千曲市告示第１０９号

千曲市介護保険サービス事業者等指導及び監査要綱を次のように定める。

令和８年１１月２０日

千曲市長　小　川　修　一

信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができるものをいう。）、市ホームページその他の情報通信技術によるもの（以下これらを総称して「オンライン等」という。）を活用して動画の配信等を行う方法のいずれかにより行う。

(2)　運営指導　次のいずれかの形態により指導の対象となるサービス事業者等の事業所において関係書類等を閲覧し、関係者に面談することにより行う。

ア　一般指導（市が単独で行う指導をいう。）

イ　合同指導（市が厚生労働省又は県と合同で行う指導をいう。）

（指導対象の選定）

第５条　集団指導は、市長が、指導の内容等に応じ、指導の必要があると認めたサービス事業者等を選定して行うものとする。

２　運営指導は、市長が、サービス事業者等の指定の更新の時期までの間に原則として１回以上実施されるよう一定の計画に基づき当該サービス事業者等を選定して行うものとする。ただし、運営指導の結果、特に必要があると市長が認めるサービス事業者等については、運営指導を実施した年度の翌年度に再度選定するものとする。

（集団指導の方法等）

第６条　市長は、集団指導の対象となるサービス事業者等を決定したときは、集団指導の日時、場所、出席者及び指導内容等を文書により、原則として集団指導実施日の２か月前までに通知するものとする。

２　集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度の改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について、講習等を行う方法又は動画の配信等を行う方法により行うものとする。

３　集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等の必要な情報提供を行うものとする。

（運営指導の方法等）

第７条　市長は、指導対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、原則として運営指導実施日の１か月前までに運営指導の根拠規定、目的、実施日時、場所、指導担当者、出席者及び準備すべき書類等を文書により当該介護サービス事業者等に通知するものとする。

２　運営指導は、サービス事業者等から提出される関係書類等を基に関係者に説明を求め

利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ　国民健康保険団体連合会及び地域包括支援センターへ寄せられる苦情

エ　国民健康保険団体連合会・保険者からの通報情報

オ　介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示すサービス事業者等の情報

カ　法第115条の35第４項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2)　運営指導において確認した情報　法第23条又は法第24条の規定により指導を行った市又は県が確認したサービス事業者等の情報

(実施通知)

第12条　市長は、監査の対象とするサービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知するものとする。ただし、運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により監査を実施する旨を通告するものとする。

(1)　監査の根拠規定

(2)　監査の日時及び場所

(3)　監査担当者

(4)　サービス事業者等の出席者

(5)　虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

(6)　前各号に掲げるもののほか必要な書類等

(監査方法等)

第13条　監査は、サービス事業者等に対し、報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め当該職員に関係者に対して質問をさせ、又は当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、当該事業所の設備、帳簿書類その他物件の検査により行うものとする。

２　市長は、指定又は許可の権限が県にあるサービス事業者等に対して、監査を行う場合は、事前に県知事に対して実施する旨の情報提供を行うものとする。

(監査結果の通知等)

第14条　市長は、監査の結果、次条に規定する勧告に至らない軽微な改善を要すると認められたときは、当該サービス事業者等に対し、文書によりその旨を通知し、当該通知により指摘した事項について、期限を定めて文書により報告を求めるものとする。

（経済上の措置）

第19条　市長は、サービス事業者等に対して指定の取消し等を行ったとき、又は法第22条第３項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬等の支払を受けているときは、介護給付等の全部又は一部について返還させるべき額を徴収するものとする。

２　市長は、法第22条第３項の規定に基づき、前項の返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

（実施状況の報告）

第20条　市長は、監査及び第15条から第17条までに規定する行政上の措置の実施に当たっては、県等の関係行政機関と必要な情報交換を行うなど、互いに連携を図るものとし、その実施状況について厚生労働省に報告するものとする。

（補則）

第21条　この要綱に定めるもののほか、サービス事業者等の指導及び監査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年12月１日から施行する。

（千曲市介護保険サービス事業者等監査要綱の廃止）

２　千曲市介護保険サービス事業者等監査要綱（平成19年千曲市告示第86号）は、廃止する。